

[500-7]

従業員持株会提携ローン約款

個人情報の取扱いに関する同意書

NOMURA

野村信託銀行

従業員持株会提携ローン約款

第1条(定義)

1. 本従業員持株会提携ローン(以下、「もちロン」といいます。)約款(以下、「約款」といいます。)において、以下の各用語は、「約款」において別の定めがある場合または文脈上別意に解すべき場合を除き、以下の各号に定める意味を有するものとします。

- ①「お客様」とは、野村信託銀行株式会社(以下、当社といひます。)との間で「もちロン」に関する基本協定書を締結している会社の従業員のうち持株会会員であり、本「約款」に同意した上で、当社に「もちロン」サービスの借入申込書を差入れた方で、当社が「もちロン」サービスの提供に同意した方をいいます。
- ②「会社」とは、お客様が勤務されている会社で当社との間で「もちロン」に関する基本協定書を締結している会社をいいます。
- ③「持株会」とは、お客様が加入されており、当社との間で「もちロン」に関する基本協定書を締結している従業員持株会をいいます。
- ④「発行会社」とは、持株会が、持株会規約に基づき取得する株式の発行会社をいいます。
- ⑤「発行会社株式」とは、持株会が、持株会規約に基づき取得する株式をいいます。
- ⑥「登録持分」とは、持株会規約に基づき、持株会の会員別持分明細簿に記載された信託株式に対するお客様の持分をいいます。
- ⑦「登録持分引出請求権」とは、持株会規約に基づくお客様の登録持分に対する引出請求権をいいます。これには、登録持分の処分代金の引渡請求権も含まれるものとします。
- ⑧「『もちロン』サービス」とは、お客様が、登録持分引出請求権に当社のための根質権を設定し、これを担保として当社に借入を申込み、当社が、これに同意した場合に、融資を実行するサービスをいいます。
- ⑨「ローン契約」とは、「もちロン」約款に基づき、お客様が「もちロン」サービス利用のために当社に借入を申込み、当社がこれに同意した場合に、融資を実行することにより成立する契約をいいます。
- ⑩「利用限度額」とは、お客様が「もちロン」サービスを利用するに際して、当社から借入できる金額の上限額をいいます。利用限度額は、当社が別途定めるものとします。
- ⑪「借入金」とは、ローン契約により当社がお客様に融資する元金、その利息(遅延損害金を含む。)、その他「もちロン」サービスの利用に関してお客様が負担する諸費用の総額をいいます。
- ⑫「適用株価」とは、利用限度額の計算において使用する発行

会社株式の価格として、当社が別途定める価格で、持株会および会社あて通知する価格をいいます。当社は必要に応じて、適宜、適用株価を改定します。

- ⑬「借入日」とは、当社がお客様の指定銀行口座に融資金を振込みした日をいいます。
- ⑭「指定銀行口座」とは、借入申込書にお客様が記載したお客様名義の銀行預金口座をいいます。
- ⑮「担保差入れ登録持分」とは、借入金の担保として、お客様が当社のために根質権を設定し、当社に差入れた登録持分引出請求権の行使により引出すことができる登録持分をいいます。

第2条(契約の成立の時期)

1. 「もちロン」サービス利用にかかるローン契約は、本「約款」の全ての条項に従うことに同意する旨の借入申込書およびその他当社が定める書類を、お客様が、当社に提出することによって申込みをなし、当社がこれを承諾の上、お客様の指定銀行口座に融資金を振り込むことにより成立します。なお、お客様が借入申込書に記載した指定銀行口座あてに当社が振込手続きした場合には、お客様が受け取れなかった場合でもローン契約は成立します。

2. 当社は、申込みに対して承諾を義務付けられているものではなく、申込みごとになされる審査の結果等(借入申込書に記載の借入予定日までに審査が完了しない場合を含む)により、ローン契約が成立しないことがあります。また、お客様が前条第1項第1号規定を満たさない場合、未成年者または非居住者である場合、お客様に成年後見人、保佐人または補助人が付されている場合には、「もちロン」サービスの申込みはできません。

第3条(借入の方法および借入金額)

1. お客様は、ローン契約を申し込む場合、本「約款」の全ての条項に同意の上、所定の借入申込書を会社および持株会を通じて、当社に提出するものとします。

2. お客様は、次の各号に該当する場合、ローン契約の申込みをすることができません。

- ①お客様が、会社の従業員または持株会の会員でなくなった場合
- ②お客様が、未成年者または非居住者である場合、お客様に成年後見人、保佐人または補助人が付されている場合
- ③お客様に対する融資元金残高の合計額が、お客様にかかる利用限度額を上回ることとなる場合
- ④お客様の担保差入れ登録持分について、お客様が、第三者との間で譲渡、担保設定その他の処分についての合意を行っている場合(この場合において、お客様のローン契約の申込みがなされ当社が承諾している場合には、本約款の内容が当該合意に優先します。)

- ⑤ 休職、停職、海外転勤等、ローン契約に基づく元金返済および利息支払いの給与等からの天引による支払いができない事由がある場合
- ⑥ 発行会社株式が、上場廃止となった場合または整理ポストの割当てを受けた場合(ただし、株式交換等の組織変更に伴い、同価値の上場親会社株式等として継続される場合を除く。)
- ⑦ お客様が、「もちロン」にかかる借入残高を一括返済した場合、その月を含む以後の3ヶ月の間に新たな借入を申込み場合
3. お客様が、ローン契約を申込み場合の利用限度額は、以下
- ①、②のうち低いほうの金額とします。ただし、借入申込み額は、10万円以上1万円単位とします。
- ①(担保差入れ登録持分)×(当社が予め通知する適用株価)×0.7
- ②500万円
4. すでに「もちロン」にかかる借入残高がある場合は、利用限度額から借入残高(申込月の元金返済後の借入残高)を控除した金額まで、借入申込みすることができます。ただし、借入申込み額は、10万円以上1万円単位とします。
5. 当社は、所定の事務手数料を借入金額から控除して、お客様の指定銀行口座に振込みを行います。
6. 資金使途は自由です。但し、事業性資金を除きます。

第4条(利用限度額)

1. お客様の利用限度額は、前条第3項の規定にかかわらず、お客様の信用状況や会社および発行会社に関する当社の審査により変更される場合があります、ローン契約の申込みの可否を判定する際には、申込み時点で設定される利用限度額が適用されます。お客様は、前条第4項の規定により、利用限度額の範囲であれば、繰り返しローン契約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、次の各号に該当する事由が発生した場合には、利用限度額を減額することができます(利用限度額を0円にする場合を含みます)。
- ① 会社、発行会社または発行会社株式に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき
- ② お客様が本約款またはローン契約上の義務に違反したとき
- ③ お客様の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき
- ④ 行方不明となり、当社からお客様の登録住所にあてた通知等が到達しなくなったとき
3. 当社は、会社、発行会社または発行会社株式に関する当社の審査やお客様の信用状況により相当と認めた場合には、利用限度額を増額することができます。

第5条(担保権の設定)

1. お客様は、「もちロン」サービスの申込みに際し、ローン契約上の借入金その他当社に対して現在および将来に負担する一切の債務を担保するため、お客様が持株会に対して有する登録持分引出請求権に当社のための根質権を設定し、当社に担保として差入れます。
2. 根質権の設定は、登録持分引出請求権の行使によりお客様が持株会から引出すことのできる株式の数に設定する方法(「株数(端株を含む)指定質入」)、または、お客様が将来取得する登録持分を含む現在および将来に持株会に対して有する登録持分引出請求権の全てに設定(「オール質入」)する方法のいずれかによります。お客様は、選択した質入の方法を変更できません。また、質入した株数を減じることもできません。
3. 当社のために設定し、担保として差入れた根質権は、合併、会社分割、株式交換、株式移転、その他により、持株会が取得する株式に異動があった場合、当該異動後の取得株式にかかる登録持分引出請求権に対しても、当然に効力を有します。
4. お客様は、いつでも当社の承諾を得て、担保差入れ登録持分を増加させることができます。
5. お客様は、根質権を設定した登録持分引出請求権(以下、本件引出請求権といいます。)を毀損し、またはその価値を減少させる行為を行うことができません。
6. お客様は、当社の書面による承諾なく、本件引出請求権について第三者に譲渡、担保提供その他の処分を行うことができません。
7. お客様は、借入金その他当社に対する債務全額の返済が完了しない限り、当社に対して本件引出請求権にかかる根質権の解除、および本件引出請求権の返還を求めることができません。
8. お客様は、担保差入れ登録持分の引出を持株会に対して求めません。
9. お客様は、借入金その他当社に対する債務全額の返済が完了しない限り、担保差入れ登録持分の売却を持株会に委託しません。ただし、担保差入れ登録持分の売却代金を原資として借入金の返済に充当する場合、その他当社の事前の承諾を得て行う場合は、この限りではありません。お客様は、担保差入れ登録持分または登録持分の売却代金をもって当社からの借入金返済を行う場合、借入返済額相当額の売却代金を、持株会の事務を受託している金融機関等が当社に直接引き渡すことに同意します。
10. お客様が、「もちロン」にかかる全ての借入金を完済し、その完済に関する利息等を含めた債務全額の支払いを完了した場合には、当社は、担保差入れ登録持分をお客様に返却します。
11. ローン契約成立後に、お客様の担保差入れ登録持分にかかる適用株価が下落し、ローン申込時の利用限度額を下回るこ

ととなった場合でも、当社は、お客様に追加担保の差入れは求めません。

第6条(融資利率および利息の計算方法)

1. ローン契約にかかる融資元金に対する利息の計算については、当社所定の融資利率(変動金利または固定金利)を適用します。当社は、ローン契約成立の前に適用される融資利率(変動金利および固定金利)をお客様に提示します。融資利率は、お申込時ではなく、実際にお借り入れいただく日の金利が適用されます(借入申込書に記載の借入予定日までに審査が完了しない場合を含む)。また、ローン契約が成立した場合、お客様あてに交付する書面にお客様が選択し、適用された融資利率を記載します。

2. お客様は、変動金利について、借入れ後の金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、当社が融資利率を一般に行われる程度のものに変更することに同意します。なお、当該変更は原則として毎年5月1日と11月1日に行われ、即日の適用となります。なお、固定金利については、当初適用された融資利率が当該借入金の完済まで変更されません。

3. 前二項に定める利息は、毎年5月1日から10月31日までの期間分について冬(原則12月以降の所定月)の賞与から、11月1日から翌年4月30日までの期間分については夏(原則6月以降の所定月)の賞与から、それぞれ後払いにてお支払いいただきます。なお、賞与制度がない場合には、6月および12月の給与からお支払いいただきます。

4. 融資元金が完済された場合には、完済日の属する利息計算期間の開始日から完済日までの期間分、並びに、完済日の属する利息計算期間の直前の利息計算期間分の利息で完済日の翌月給与日時点で未払いのものについては、前項の利息支払時期の規定にかかわらず完済日の翌月の給与からお支払いいただきます。ただし、お客様と当社の間で別途の合意がある場合は、それに従うものとします。

5. 利息の計算方法は、次のとおりとします。

A: 当該ローン契約の融資元金の利息計算期間中における毎日の最終残高の合計額

B: 利息計算期間に適用される融資利率(%)÷100

利息額=A×B÷365(円未満切り捨て)

第7条(遅延損害金)

1. お客様が、借入金の返済方法に定める返済を怠った場合、または、お客様が期限の利益を喪失した場合には、お客様は、その支払うべき金額に対し年14%の割合の遅延損害金を支払うものとします。

第8条(借入金の返済および返済方法等)

1. お客様は、ローン契約にかかる借入金について、お客様の選択に従い、借入申込書記載の金額を、借入日の翌々月の給与または賞与からの天引の方法により当社に返済するものとします(借入申込書に記載の借入予定日までに審査が完了しない場合、返済の開始月が借入予定日どおりにお借入れいただいた場合と比べて、遅れる場合があります)。下記の借入金別最低返済額一覧表の金額を返済最低金額とし、お客様の選択により、給与または賞与からの返済額を5千円単位で増額することができます。なお、お客様は、ローン契約のお申込みごとに、当該借入れにかかる返済方法・返済額を選択するものとします。ただし、申込み後の返済方法または返済金額の変更はできません。

〈借入金別最低返済額一覧表〉

借入金額	最低返済額				
	給与・賞与併用			給与のみ	
	毎月給与	賞与	年間	毎月給与	年間
10万円以上～50万円以下	0.5万円	1.5万円	9万円	1.0万円	12万円
50万円超～100万円以下	1.0万円	3.0万円	18万円	1.5万円	18万円
100万円超～200万円以下	2.0万円	6.0万円	36万円	3.0万円	36万円
200万円超～300万円以下	3.0万円	9.0万円	54万円	4.5万円	54万円
300万円超～400万円以下	4.0万円	12.0万円	72万円	6.0万円	72万円
400万円超～500万円以下	5.0万円	15.0万円	90万円	7.5万円	90万円

2. 前項にかかわらず、前項の方法による返済ができない等やむを得ない事情が生じた場合には、お客様は、当社が予め同意した場合に限り、返済方法および条件等を変更して、借入金を返済することができます。

3. 第1項にかかわらず、お客様は、申込み時に選択した金額に追加して、夏または冬の賞与からの天引による返済の場合に限り、当該ローン元金の全部または一部を返済することができます。この場合、お客様は、返済賞与月の前月の所定の日までに、追加返済額を会社を通じて、書面で通知するものとします。ただし、ローン元金の全部を一括返済した場合は、その月を含む以後の3ヶ月間は、新たなローン契約の申込みはできません。

4. 前項の他、お客様は、当社の承諾を得た場合、担保差入れ登録持分を売却し、その売却代金をもって「もちロン」にかかる借入金の返済ができます。この場合、お客様は、持株会に対し担保差入れ登録持分の売却を委託するものとし、当該売却代金のうち当社への返済額に相当する額については、持株会の事務を受託している金融機関等を通じて当社が直接受領することに同意します。

5. お客様が任意に持株会を退会する場合、「もちロン」にかか

る借入残高があるときは期限の到来の有無にかかわらず、持株会の退会精算手続きにおける登録持分の売却により、一括して残債務の返済をしていただきます。この場合の手続きは、前項と同様とします。なお、登録持分の売却による返済によってもなお残債務がある場合は、お客様は、当該残債務をただちに支払うものとします。

6. 返済が行われる場合において、お客様の当社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序・方法により充当することができます。この場合、お客様は、その充当に対して異議を述べることはできないものとします。

第9条(期限の利益の喪失)

1. お客様について次の各号に定めるいずれかの事由があった場合には、当社からの催告その他の手続きを要せず、当社に対して負担する一切の債務について、期限の利益を喪失し、ただちに債務全額を支払うものとします。

- ① 仮差押、差押もしくは競売の申立てまたは破産もしくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき
- ② 租税公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押もしくは差押の命令、通知が発送されたとき
- ③ 持株会を脱退したとき、または持株会が解散したとき
- ④ 退職、死亡または解雇などの理由により会社の従業員でなくなったとき
- ⑤ お客様の持株会に対する登録持分引出請求権にかかる担保権、その他ローン契約から生じる債権保全のため当社が有する担保権を害する行為を行ったとき。ただし、当社の承諾を得て、登録持分引出請求権にかかる持分の売却により当社あて債務を返済する場合は、この限りではありません。
- ⑥ 給与または賞与からの天引による返済方法をとれなくなったとき。ただし、返済方法の変更を当社が承諾したときは、この限りではありません。
- ⑦ 届出事項を偽り、借入申込書その他当社あて提出書類に虚偽の記載をなし、もしくは本「約款」に定める届出を怠り、または行方不明となり、当社からの登録住所にあてた通知が到達しなくなったとき
- ⑧ 発行会社株式が上場廃止となったとき、または整理ポストの割当てを受けたとき。ただし、株式交換等の組織変更に伴い取得する上場親会社等の持株会が継続するような場合は、この限りではありません。
- ⑨ 「もちろん」サービスの提供に関する会社、持株会および当社との間の基本協定が解除されたとき

2. お客様について、次の各号に定めるいずれかの事由があった場合には、当社の請求によって当社に対して負担する一切の

債務について、期限の利益を喪失し、ただちに全額支払うものとします。

- ① 当社との間のローン契約のいずれかにおいて債務不履行が生じたとき
- ② 「約款」あるいはローン契約の定める条項のいずれかに違反したとき
- ③ 前各号のほか、信用状態の著しい悪化など当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第9条の2(反社会的勢力でないことの表明・確約)

1. お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客様との取引を継続することが不適切であると判断する場合には、お客様は、当社から請求があり次第、当社に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、

お客様は、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。

第10条(担保権の実行)

1. ローン契約の期限が到来したとき、またはお客様が期限の利益を喪失した場合は、当社からの催告その他の手続きを要さず、また、法定の手続きによらずに、当社は、お客様の計算において、一般に適当と認められる方法、時期等で担保差入れ登録持分にかかる引出請求権を売却して、その売却代金をもって借入金に関する元利金その他費用、損害金に充当することができます。この場合、お客様は、本件引出請求権の売却にかかる費用について、当社の請求があり次第当社に支払うものとします。

2. 前項によるほか、当社は、お客様に対して通知の上、一般に適当と認められる金額、方法等により、お客様のローン契約にかかる債務の全部または一部の弁済に代えて、本件引出請求権を取得することができます。この場合において、持株会から単元未満持分の払い出しを受ける必要があるときは、お客様は、当社がお客様に代わって持株会理事長に持株会の退会を届け出ること、および持株会規約に定める退会精算手続きにおいて、お客様に対する債権相当額を当社がお客様に代わって受領することに同意します。

3. 本件引出請求権の売却代金による充当または本件引出請求権の取得によってもお客様の借入金全額の消滅に至らない場合、お客様は、当該不足額をただちに当社に支払うこととします。本件売却代金または取得価額がおお客様の債務の金額を上回る場合には、当社は、当該上回った額を速やかにお客様に銀行振込の方法で支払います。

第11条(届出事項)

1. お客様は、氏名、住所、勤務先、およびお客様の信用状況に関する情報等(個人情報)の当社が定める届出事項を当社に届出します。

2. 前項の届出事項に変更があった場合には、お客様は、その都度、当社に届出しなければなりません。

3. お客様が届出た事項が不正確であったこと、お客様が届出事項の変更を当社に届出なかったこと、その他お客様の責めに帰すべき事由により、当社からの通知、連絡等がお客様に遅れて到達した場合、または到達しなかった場合は、通常到達すべきであったときにお客様に到達したものとみなします。

4. お客様は、信用状況の調査等に必要な場合、当社の求めに応じ、お客様の財産等に関する書類を当社に提出するものとします。

5. 当社が、お客様が当社に提出した書類の印影または署名を

相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、書類、印章、署名について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は、お客様の負担とします。

第12条(債権の譲渡および担保差入れ)

1. お客様は、当社が、本「約款」またはローン契約に基づいて、お客様に対して有する債権を金融機関等に譲渡し、または担保として差入れることがあることを承認します。

2. 当社が本件債権を他に譲渡した場合においても、お客様は、当社からの債権譲渡の通知を受けるまでは当社に対して債務を支払い、当社からの債権譲渡の通知を受けた後に限り、譲受人に対して債務を支払うものとします。

第13条(個人情報の取扱いに関する同意等)

1. お客様は、お客様から届出された個人情報の取扱い、その他当社によるお客様の個人情報の収集・利用・提供に関し、以下の事項に同意し、別途「個人情報の取扱いに関する同意書」を当社あてに提出するものとします。

- ①当社が、本「約款」に基づく「もちロン」サービスにかかる融資審査および支払い等に関する案内等のために、お客様の個人情報を収集・利用すること
- ②会社および持株会が、お客様の「もちロン」サービスの利用に関して、お客様の個人情報を持株会の事務委託を受けている野村證券株式会社および当社に提供すること
- ③持株会または野村證券株式会社が、お客様の登録持分等に関する情報を当社に提供すること
- ④当社、当社と個人情報の取扱いに関して契約を締結した当社グループ企業各社が、業務遂行に必要な範囲内でお客様の個人情報を利用すること
- ⑤当社が、営業案内等のためにお客様の個人情報を利用すること
- ⑥当社が、お客様の信用力を審査するために、外部の個人信用情報機関へお客様の個人情報を提供し、または外部の個人信用情報機関からお客様の個人情報の提供を受けてこれを利用すること
- ⑦当社が、お客様へのローンの実行についての情報を会社および持株会に提供すること
- ⑧債権保全のために当社が必要と認めた場合には、当社がおお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附表の写し等を取得することがあること

2. お客様は、ローン契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入期間中および当該債務を全額返済した日から5年間、銀行協会の運営す

る個人情報センターに登録され、同センターの加盟会員および同センターと提携する個人情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のためにお客様の個人情報を利用することに同意するものとします。また、お客様は、次の各号の事実が発生した場合には、各号に定める期間、前項同様に登録され、利用されることに同意するものとします。

- ①ローン契約にかかる債務の返済を遅延したとき、およびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間
- ②ローン契約にかかる債務について、担保権実行等の強制回収手続きにより当社がそれを回収したときは、その事実発生日から5年間

第14条（費用の負担）

1. お客様は、当社が別途定めるところにより、「もちロン」サービス利用にかかるローン契約の締結費用等の事務手数料を負担します。
2. 当社は、融資金から当該手数料を差引いた金額をお客様の指定銀行口座に振り込みます。
3. 当社のお客様に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分等に要した費用は、お客様の負担とします。

第15条（合意管轄裁判所）

1. 本約款およびローン契約に関し、お客様と当社との間で紛争が生じ、それを裁判によって解決することを要する場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（公正証書の作成）

1. お客様は、当社の請求があるときは、ただちにローン契約による債務について、強制執行文言のある公正証書を作成するために必要な手続きをするものとします。このために要した費用については、お客様の負担とします。

第17条（「約款」の変更）

1. 当社が本「約款」の内容を変更した場合、当社は、お客様に変更内容を通知します。
2. 本「約款」の変更に関する通知がなされた後に、お客様が本「約款」に基づく取引をした場合、当社は、お客様がその変更内容を承認したものとみなします。

以上

2019年3月

個人情報の取扱いに関する同意書

野村信託銀行株式会社 御中

私は、野村信託銀行株式会社（以下、貴社といいます。）にローン（以下、本件ローンといいます。）を申込み（変更申込みを含む。）にあたり、私の個人情報の取扱いに関する以下の条項について同意します。なお、以下の条項が本件ローンにかかる申込書、約款および契約書の約定と重複または抵触している場合には以下の条項が適用され、以下の条項以外の条項については当該申込書、約款および契約書の条項が適用されることに同意します。

第1条（個人情報の利用目的等）

1. 私は、貴社が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、私の個人情報（本申込後の変更内容も含みます。以下同じ。）を、本件ローン契約に関する業務を含む以下の業務ならびに貴社および貴社の関連会社や提携会社の金融商品、信託商品およびサービスに関し、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

(1) 業務内容

- ① 金銭信託、金銭信託以外の金銭の信託、年金信託、有価証券信託、金銭債権信託、不動産信託、動産信託等の信託業務
- ② 信託契約代理業務、財産の管理、相続・遺言業務、会計の検査、財産の取得、処分または賃借に関する代理または媒介、財産の管理の代理業務、財産の整理または清算の代理業務、財産の取立の代理業務、債務の履行の代理業務、などの併営業務
- ③ 預金業務、為替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ④ 登録金融機関業務、社債業務等、法律により貴社が営むことができる業務およびそれに付随する業務
- ⑤ その他貴社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む。）

(2) 利用目的

- ① 金融商品、信託商品およびサービスの申込、相談の受付のため
- ② 金融商品、信託商品およびサービスに関する各種の提案のため（ダイレクトメールの発送を含む。）
- ③ 法令等に基づく私の確認や、金融商品、信託商品およびサービスを利用する資格等の確認のため
- ④ 預金取引、融資取引、信託取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため

- ⑤融資等の申込や継続的な利用等に際しての判断のため
- ⑥適合性の原則等に照らした判断等、金融商品、信託商品およびサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑦与信事業に際して個人情報に加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑧他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑨私との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑩市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品、信託商品およびサービスの研究や開発のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種提案のため
- ⑫各種取引の解約や取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、貴社の業務において私との取引、契約（信託契約、委託契約等を含みます。）を適切かつ円滑に履行するため

なお、貴社は、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供できません。また、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める機微（センシティブ）情報は、適切な業務の運営その他の同ガイドラインで認められる目的以外の取得・利用・第三者提供できません。また、銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供できません。

2. 私は、貴社が個人情報を外部委託先に取り扱わせている業務には以下のようなものがあることを了解します。

- 私に送るための書面の印刷もしくは発送業務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務

3. 私は、貴社が取得する個人情報の取得元には以下のようなものがあることを了解します。

- 口座開設申込書や実施するアンケート等に、私が直接記入した情報（私からの申込書等の書面の提出、私からの Web 等の画面へのデータ入力）
- 銀行代理店および信託契約代理店等が第三者提供の同意を得て貴社に提供した情報
- 会社四季報、役員四季報などの市販の書籍に記載された情報や、新聞やインターネットで公表された情報
- 商品やサービスの提供を通じて、私から聞いた情報
- 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された個人情報

第2条（個人信用情報機関の利用・登録等）

1. 私は、貴社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含みます。）が登録されている場合には、貴社がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第13条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。）のために利用することに同意します。

2. 貴社がこの申込みに関して、貴社の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、私は、その利用した日および本申込みの内容等が同機関に1年を超えない期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

3. 私は、本申込による契約（以下、本契約という。）に基づく以下の個人情報（その履歴を含みます。）が、以下の期間、貴社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	登録情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
貴社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

4. 私は、前項の個人情報が、前項の目的のほか、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

5. 前4項に規定する個人信用情報機関は次のとおりで、各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されていること、各機関の最新の連絡先（住所・電話番号等）は貴社ホームページに掲載されていること、および個人信用情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行われること（貴社で行われないこと）を了解します。

(1) 貴社が加盟する個人信用情報機関

全国銀行個人信用情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

TEL:03-3214-5020

(2) 同機関と提携する個人信用情報機関

(株)日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp/>

TEL:0570-055-955

(株)シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

TEL:0120-810-414

第3条(個人情報の提携先への提供)

1. 私は、以下のいずれかに該当する場合は、貴社が私の勤務先、従業員持株会あるいはその事務委託先（以下、提携先等といいます。）に対し、私の個人情報を提供することに同意します。

- (1) 提携先等による保証あるいは担保権設定の承諾のある場合
- (2) 提携先等による利子補給の場合（金利選択型ローンにおいて、金利選択権を会社に委任する場合も含まれます。）
- (3) 本契約による借入金等の返済手続を提携先等が行う場合

2. 前項により貴社が提携先等に提供する情報および利用目的は次のとおりとします。

(1) 提供される個人情報

- ① 借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日、利子補給金額、金利選択時期、担保権設定等、本取引に関し必要な情報
- ② 延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報
- ③ 提携先等による保証あるいは担保権設定の承諾ある場合、銀行が提携先等に対して代位弁済あるいは担保権の実行を請求するにあたり必要な情報

(2) 利用目的

- ① 保証取引あるいは担保権設定の承諾の提携先等における継続的な管理
- ② 提携先等による返済の手続き
- ③ 提携先等による利子補給、金利選択の手続き

3. 私は、企業提携ローン等において、借入金を提携先の指定口座への振込の方法により受領する場合は、提携先に対し、以下の個人情報が提供されることに同意します。

(1) 提供される個人情報

氏名、借入金額、借入日等本ローンの契約に基づくローンの実行に関する情報

(2) 利用目的

提携先が本ローンの実行および借入金の受領を確認するため

第4条(個人情報の債権譲渡にともなう第三者提供)

ローン等の債権が、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあることに同意します。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供されることに同意します。

第5条(個人情報の利用・提供の中止)

貴社は、第1条の1.(2) 利用目的②および①に基づくダイレクトメールの発送等については、私から個人情報の利用・提供の中止の申し出があったときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとるものとします。

第6条(開示等の手続き)

個人情報保護法に基づく開示などの手続きについては、貴社のホームページに掲載されるものとします。なお、第2条で規定する個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行われるものとします。

第7条(申込事務等を委任する場合の取扱)

私は、本申込みにかかる事務連絡および私あての借入後返済予定表等の書類（封入しないものも含まれます。）の授受等を提携先等（提携先等がその事務を委託している場合はその委託先）に委任します。私は、貴社が本申込みの諾否について、私に対して回答するのは別に、提携先またはその委託先に対して行うことに同意します。

以上

